

障がい者の人権

1. はじめに

このパネルは、障がい者の現状、人権侵害や差別の現実を知ってもらうとともに、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(以下、「障害者差別解消法」という)」を活かし、すべての人が生きやすい社会をつくるために作成しました。

**すべての人間は、生まれながらにして自由であり、
かつ、尊厳と権利とについて平等である**

「世界人権宣言第一条 1948(昭和23)年12月10日」

**すべて人は、いかなる事由による差別をも
受けることなく…**

「世界人権宣言第二条 1948(昭和23)年12月10日」

**Nothing about us without us !
わたしたちのことを わたしたち抜きに決めないで**

2006(平成18)年に採択された「障害者権利条約」を策定するにあたり、世界各地の障がい者団体がこのスローガンに基づき、草の根の運動を展開してきました。この運動により条約が採択され、そして「障がいとは何か」という、「障がい」の捉え方を変えることになりました。

※パネル内の「障害」「障がい」の表記について…

三重県では、法令、条例等に基づく制度などで漢字表記が使用されている場合については「障害」という漢字を、それ以外の表記については「障がい」というひらがなを使用しています。